

## 1. 建設プロジェクトにおいて賠償責任の範囲が拡大しています。

- (1) 2011年7月の最高裁判決で欠陥住宅の将来の危険についても設計者および施工者の賠償責任を認め、これまでより責任範囲を具体的に拡大した判断がなされました。
- (2) 建築設計・監理業務が全国的に減少する反面、業務上のミスによりプロジェクト関係者が賠償を求められる事例が目立ちはじめています。その為、建築士事務所向け賠償責任保険加入者数は年々増加傾向にあります（2011/12/1建設通信新聞）。

## 2. CM賠償責任保険とは



「CM賠償責任保険」は、日本CM協会の団体保険として、2008年に設立されました。「CM業務」遂行に起因する賠償責任を補償する保険です。

「CM賠償責任保険」は、建築家賠償責任保険や請負業者賠償責任保険などの既存の保険では補償の対象にならなかった、国内で行う「CM業務」の遂行に起因する賠償責任を補償する保険です。

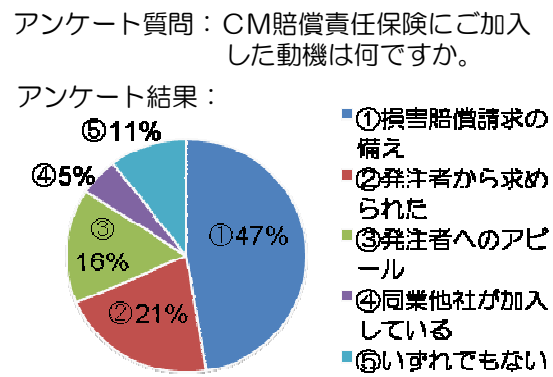
日本CM協会会員を対象とした保険で、会員が任意に加入する団体契約方式の保険として、2008年に創設されました。

## 3. CM賠償責任保険加入のメリットとは

- ・CM業務についての賠償保険制度は日本CM協会だけの制度です。
- ・万一の事故の際には、保険のサポートにより事故対応をスムーズに進められることによって発注者との信頼向上につながります。
- ・既存の建賠や請賠などでは補償の対象とならなかったCM業務上での賠償責任をカバーします。
- ・加入者が国内で行うCM業務を包括的に補償しています。
- ・保険料は全額損金処理がなされます。

## 4. CM賠償責任保険の既存加入者の加入動機の紹介

CM賠償責任保険に加入している会員は、①CM業務に起因する万が一の損害賠償責任に備えるとともに、②発注者からも加入を求められるケースも増加していることもあり、CM賠償責任保険に加入しております。下記のアンケート調査結果をご覧ください。（日本CM協会保険委員会平成23年12月実施）



## 5. 保険金支払事故例および支払対象とならない事故例の紹介

- (1) 保険金が支払われる事故例
  - ① CMRが発注者からの指示内容を取り違えて設計者に依頼。設計図が完成した段階で指示内容とは異なることが判明し、設計図の再作成を余儀なくされスケジュールが遅延した。その為、設計者と発注者に損害を与えたとして、双方から過失相当額についての損害賠償を求められた。
  - ② トイレのナースコールについて、CMRが発注者要求事項を見落とし、CMRが「プザーのみでよい」と設計者に依頼。しかしながら、竣工検査時に発注者から「そもそも相互対話型が必要だった」と指摘され、改修工事が発生し、発注者から過失相当額の改修費用の負担を求められた。
- (2) 保険金が支払われない事故例
  - ① 実施設計図のモニタリングのときに、CMRが屋上防水立ち上がり部分の納まりについて変更を依頼した、設計者より異論が出たものの委託者に報告せず、無視して依頼内容どおりに設計を進めた。その結果、建物完成後漏水し商品に損害を与え、改修工事も発生して発注者に損害を求められた。（下線部が通常の手続きに反している為、保険金が支払われません）

## 6. 問合せ先

CM賠償責任保険についてのご照会は下記連絡先までお願いします。

取扱代理店  
株式会社エイアイシー CM保険担当  
TEL：0120-087-677

引受保険会社  
東京海上日動火災保険(株)

・この保険は一般社団法人日本コンストラクション・マネジメント協会（日本CM協会）を保険契約者とし日本CM協会会員等を被保険者とする、CM賠償責任保険団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は日本CM協会が有します。

・このチラシは、CM賠償責任保険の概要をご紹介したものです。保険の内容はCM賠償責任保険のパンフレットをご確認ください。詳細は契約者である日本CM協会にお渡ししてあります保険約款によりますが、ご不明点がございましたら取扱代理店へご照会下さい。